

理事に関する選挙実施細則

2007年11月24日 日本EU学会理事会および同総会にて承認

2010年11月13日 日本EU学会理事会および同総会にて修正

2014年11月08日 日本EU学会理事会および同総会にて修正

選挙管理委員会は、以下のことを実施・統括する。

1. 投票は、指定された期間内の郵送による投票で行う。
2. 投票は、選挙管理委員会が指定した期日までに、同委員会が定める場所に到着したもののみ有効とする。翌日以降に到着したものは無効とする。
3. 投票に関しては、被選挙権者一覧（会費滞納者及び選挙年度に満69歳以上となる会員を除く）、投票用紙、投票用紙封入封筒（無記名）、返信用封筒（記名）、投票用紙の記入例を用意し、有権者に郵送する。
4. 投票は、規定の投票用紙に、各分野5名以内、全分野合計15名以内の姓名を連記する方法による。
5. 選挙権者及び被選挙権者は、選挙が実施される年度の名簿により確定する。
6. 投票の無効：
 - 1) 次の各号に掲げる投票は全て無効とする。
 - (ア) 所定の投票用紙を用いないもの。
 - (イ) 定められた数を越える姓名を記載したもの。
 - 2) 次の各号に掲げる投票は当該項目のみ無効として取り扱うものとする。
 - (ア) 被選挙人でない者の姓名を記載したもの。
 - (イ) 同一姓名を繰り返し記載したもの。
 - (ウ) 他事を記載したもの。但し、姓名が適正に記入されていることを条件として、所属、職名、敬称の類いを追加して記載したものはその限りではない。
 - (エ) 記載した姓名の確認しがたいもの。
 - (オ) 姓のみの記入及び名のみの記入。

<選挙日程>

理事および理事長の投票に関するスケジュールイメージ：理事選挙のある年度

4月理事会 選挙管理委員会及び立会人を任命

9月上旬 投票用紙等を会員に郵送

10月上旬 投票の締め切り

10月末までに 選挙管理委員会が理事の承諾を確認。辞退者がある場合は繰り上げを決定。

11月研究大会 第1日の理事会：選挙管理委員会が投票結果（票数を含む）とその後の辞退等の経緯について理事会にて報告。

新しい理事名簿を提出。

第1日の総会：選挙管理委員会が新しい理事名簿（票数は明示しない）
提示。総会で承認を得る。

11月研究大会第2日 お昼休みに20分程度時間を確保し、理事就任予定者により、次年度
4月からの理事長を投票にて選出

理事長の投票に関するスケジュール：理事選挙のない年度

11月研究大会 第2日の理事会にて投票。

第2日の総会：新理事長の挨拶